

【表紙】

| | |
|-------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 半期報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2026年1月21日提出 |
| 【計算期間】 | 第3期中（自 2025年4月26日 至 2025年10月25日） |
| 【ファンド名】 | フィデリティ・ロイヤル・コア・ファンド |
| 【発行者名】 | フィデリティ投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 コルビー・ペンゾーン |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区六本木七丁目7番7号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 照沼 加奈子 |
| 【連絡場所】 | 東京都港区六本木七丁目7番7号 |
| 【電話番号】 | 03 - 4560 - 6000 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

(2025年11月28日現在)

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|------------------|------|----------------|-------------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 15,341,528,229 | 100.08 |
| 預金・その他の資産(負債控除後) | - | 11,791,894 | 0.08 |
| 合計(純資産総額) | | 15,329,736,335 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・ロイヤル・コア・マザーファンド

(2025年11月28日現在)

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|------------------|----------|----------------|-------------|
| 国債証券 | ニュージーランド | 1,911,494,433 | 12.46 |
| | イギリス | 949,288,338 | 6.19 |
| | スペイン | 891,020,064 | 5.81 |
| | メキシコ | 848,427,064 | 5.53 |
| | ペルー | 673,391,405 | 4.39 |
| | 南アフリカ | 652,506,385 | 4.25 |
| | 日本 | 290,830,372 | 1.90 |
| | 小計 | 6,216,958,061 | 40.53 |
| 投資信託受益証券 | アイルランド | 5,921,478,627 | 38.60 |
| | アメリカ | 1,327,865,950 | 8.66 |
| | ジャージー | 385,021,131 | 2.51 |
| | フランス | 295,528,839 | 1.93 |
| | 日本 | 275,839,730 | 1.80 |
| | イギリス | 13,805 | 0.00 |
| | 小計 | 8,205,748,082 | 53.49 |
| 預金・その他の資産(負債控除後) | - | 918,242,757 | 5.99 |
| 合計(純資産総額) | | 15,340,948,900 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2025年11月28日現在)

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|--------------|---------|----------------|-------------|
| 為替予約取引(売建) | 日本 | 11,298,748,697 | 73.65 |
| 株価指数先物取引(買建) | ドイツ | 582,874,256 | 3.80 |
| 債券先物取引(買建) | イギリス | 189,706,950 | 1.24 |
| | イタリア | 132,277,440 | 0.86 |
| | オーストラリア | 103,114,420 | 0.67 |

(注1) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注2) 先物取引の時価については、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年11月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

| 期 | 年月日 | 純資産総額 (百万円) (分配落) | 純資産総額 (百万円) (分配付) | 1口当たり純資産額 (円) (分配落) | 1口当たり純資産額 (円) (分配付) |
|----|--------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 1期 | (2024年4月25日) | 8,885 | 8,885 | 1.0203 | 1.0203 |
| 2期 | (2025年4月25日) | 14,906 | 14,906 | 1.0197 | 1.0197 |
| | 2024年11月末日 | 14,280 | - | 1.0578 | - |
| | 2024年12月末日 | 14,671 | - | 1.0364 | - |
| | 2025年1月末日 | 15,277 | - | 1.0467 | - |
| | 2025年2月末日 | 15,252 | - | 1.0446 | - |
| | 2025年3月末日 | 14,907 | - | 1.0218 | - |
| | 2025年4月末日 | 14,948 | - | 1.0243 | - |
| | 2025年5月末日 | 15,051 | - | 1.0323 | - |
| | 2025年6月末日 | 15,287 | - | 1.0514 | - |
| | 2025年7月末日 | 15,256 | - | 1.0581 | - |
| | 2025年8月末日 | 15,038 | - | 1.0678 | - |
| | 2025年9月末日 | 15,221 | - | 1.0890 | - |
| | 2025年10月末日 | 15,313 | - | 1.1019 | - |
| | 2025年11月末日 | 15,329 | - | 1.1068 | - |

【分配の推移】

| 期 | 1口当たりの分配金(円) |
|-----|--------------|
| 第1期 | 0.0000 |
| 第2期 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| 期 | 収益率(%) |
|------------------------------------|--------|
| 第1期 | 2.0 |
| 第2期 | 0.1 |
| 第3期中 自 2025年4月26日 至 2025年10月25日 | 8.1 |

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を直前の計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

2【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

| 期 | 設定数量 (口) | 解約数量 (口) | 発行済数量 (口) |
|---------------------------------------|---------------|---------------|----------------|
| 第1期 | 9,126,876,064 | 418,603,730 | 8,708,272,334 |
| 第2期 | 6,820,292,435 | 909,337,429 | 14,619,227,340 |
| 第3期中 自 2025年4月26日 至 2025年10月25日 | 296,706,477 | 1,060,514,229 | 13,855,419,588 |

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

3【ファンドの経理状況】

ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（2025年4月26日から2025年10月25日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

【フィデリティ・ロイヤル・コア・ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | 第2期計算期間 2025年4月25日現在 | 第3期中間計算期間 2025年10月25日現在 |
|-----------------|-------------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 7,490,414 | 634,166 |
| 親投資信託受益証券 | 14,905,891,487 | 15,276,836,587 |
| 未収入金 | 66,641,970 | 68,439,251 |
| 流動資産合計 | 14,980,023,871 | 15,345,910,004 |
| 資産合計 | | |
| | 14,980,023,871 | 15,345,910,004 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 9,972,951 | 3,695,722 |
| 未払受託者報酬 | 2,006,062 | 2,087,944 |
| 未払委託者報酬 | 60,183,222 | 62,639,486 |
| その他未払費用 | 1,295,052 | 2,254,963 |
| 流動負債合計 | 73,457,287 | 70,678,115 |
| 負債合計 | | |
| | 73,457,287 | 70,678,115 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 14,619,227,340 | 13,855,419,588 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 287,339,244 | 1,419,812,301 |
| (分配準備積立金) | 306,093,522 | 284,170,086 |
| 元本等合計 | 14,906,566,584 | 15,275,231,889 |
| 純資産合計 | | |
| | 14,906,566,584 | 15,275,231,889 |
| 負債純資産合計 | | |
| | 14,980,023,871 | 15,345,910,004 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 第2期中間計算期間 自 2024年4月26日 至 2024年10月25日 | 第3期中間計算期間 自 2025年4月26日 至 2025年10月25日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 323,217,076 | 1,250,841,186 |
| 営業収益合計 | 323,217,076 | 1,250,841,186 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,513,872 | 2,087,944 |
| 委託者報酬 | 45,417,479 | 62,639,486 |
| その他費用 | 1,659,755 | 2,254,963 |
| 営業費用合計 | 48,591,106 | 66,982,393 |
| 営業利益又は営業損失() | 274,625,970 | 1,183,858,793 |
| 経常利益又は経常損失() | 274,625,970 | 1,183,858,793 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 274,625,970 | 1,183,858,793 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | 8,809,588 | 45,890,721 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 177,042,491 | 287,339,244 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 211,931,782 | 15,649,397 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 211,931,782 | 15,649,397 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 7,883,405 | 21,144,412 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 7,883,405 | 21,144,412 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 646,907,250 | 1,419,812,301 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
|-----------------|--|

(中間貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第2期計算期間 2025年4月25日現在 | 第3期中間計算期間 2025年10月25日現在 |
|--------------|-------------------------|----------------------------|
| 1. 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 8,708,272,334 円 | 14,619,227,340 円 |
| 期中追加設定元本額 | 6,820,292,435 円 | 296,706,477 円 |
| 期中一部解約元本額 | 909,337,429 円 | 1,060,514,229 円 |
| 2. 受益権の総数 | 14,619,227,340 口 | 13,855,419,588 口 |
| 3. 1口当たり純資産額 | 1.0197 円 | 1.1025 円 |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第2期中間計算期間 自 2024年4月26日 至 2024年10月25日 | 第3期中間計算期間 自 2025年4月26日 至 2025年10月25日 |
|---|---|
| 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.32%以内の額 | 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 中間貸借対照表計上額は中間計算期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・ロイヤル・コア・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・ロイヤル・コア・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

| 区 分 | 2025年4月25日現在 | 2025年10月25日現在 |
|-------------|----------------|----------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 409,121,295 | 8 |
| 金銭信託 | 4,409,344,359 | 1,560,261,301 |
| 国債証券 | 2,465,908,700 | 5,264,105,883 |
| 投資信託受益証券 | 7,895,078,906 | 8,798,745,281 |
| 派生商品評価勘定 | 39,221,086 | 16,092,509 |
| 未収入金 | - | 122,125 |
| 未収配当金 | 441,731 | - |
| 未収利息 | 23,810,886 | 61,184,282 |
| 前払費用 | 10,630,581 | 30,087,888 |
| 差入委託証拠金 | 172,419,465 | 68,698,605 |
| 流動資産合計 | 15,425,977,009 | 15,799,297,882 |
| 資産合計 | 15,425,977,009 | 15,799,297,882 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 44,331,629 | 54,551,868 |
| 未払金 | 409,787,187 | 399,500,243 |
| 未払解約金 | 66,641,970 | 68,439,251 |
| 流動負債合計 | 520,760,786 | 522,491,362 |
| 負債合計 | 520,760,786 | 522,491,362 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 14,411,574,483 | 13,602,383,214 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 493,641,740 | 1,674,423,306 |
| 元本等合計 | 14,905,216,223 | 15,276,806,520 |
| 純資産合計 | 14,905,216,223 | 15,276,806,520 |
| 負債純資産合計 | 15,425,977,009 | 15,799,297,882 |

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> | <p>（１）国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>（２）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> |
| <p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法</p> | <p>（１）為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>（２）直物為替先渡取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価格等で評価しております。</p> <p>（３）先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> |
| <p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> | <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 2025年4月25日現在 | 2025年10月25日現在 |
|---------------------|------------------|------------------|
| 1. 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 8,660,669,486 円 | 14,411,574,483 円 |
| 期中追加設定元本額 | 6,190,539,931 円 | 161,819,555 円 |
| 期中一部解約元本額 | 439,634,934 円 | 971,010,824 円 |
| 2. 期末元本額及びその内訳 | | |
| フィデリティ・ロイヤル・コア・ファンド | 14,411,574,483 円 | 13,602,383,214 円 |
| 計 | 14,411,574,483 円 | 13,602,383,214 円 |
| 3. 受益権の総数 | 14,411,574,483 口 | 13,602,383,214 口 |
| 4. 1口当たり純資産額 | 1.0343 円 | 1.1231 円 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| | |
|----------------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> |

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

| 種類 | 2025年4月25日 現在 | | | 2025年10月25日 現在 | | | | |
|-------------|---------------|-------------------|---------------|----------------|----------------|-------------------|----------------|-------------|
| | 契約額等 (円) | うち 1 年 超 | 時価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等 (円) | うち 1 年 超 | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| 市場取引以外の取引 | | | | | | | | |
| 為替予約取引 | | | | | | | | |
| 売建 | 9,214,157,110 | - | 9,248,301,306 | 34,144,196 | 11,971,098,047 | - | 11,984,181,305 | 13,083,258 |
| 南アフリカ・ランド | - | - | - | - | 654,236,194 | - | 654,888,840 | 652,646 |
| アメリカ・ドル | 7,473,365,300 | - | 7,495,894,504 | 22,529,204 | 7,200,058,003 | - | 7,205,283,360 | 5,225,357 |
| イギリス・ポンド | 177,274,387 | - | 178,818,541 | 1,544,154 | 272,754,315 | - | 272,467,840 | 286,475 |
| スイス・フラン | 82,256,368 | - | 81,186,929 | 1,069,439 | - | - | - | - |
| ニュージーランド・ドル | 692,894,576 | - | 702,172,183 | 9,277,607 | 1,941,875,747 | - | 1,946,063,000 | 4,187,253 |
| メキシコ・ペソ | - | - | - | - | 858,414,712 | - | 859,142,419 | 727,707 |
| ユーロ | 788,366,479 | - | 790,229,149 | 1,862,670 | 1,043,759,076 | - | 1,046,335,846 | 2,576,770 |
| 合計 | 9,214,157,110 | - | 9,248,301,306 | 34,144,196 | 11,971,098,047 | - | 11,984,181,305 | 13,083,258 |

(注1) 時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

| 種類 | 2025年4月25日 現在 | | | | 2025年10月25日 現在 | | | |
|-----------|---------------|-------------------|------------|-------------|----------------|-------------------|-------------|-------------|
| | 契約額等 (円) | うち 1 年 超 | 時価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等 (円) | うち 1 年 超 | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | | | | | | |
| 市場取引以外の取引 | | | | | | | | |
| 直物為替先渡取引 | | | | | | | | |
| 売建 | 89,448,531 | - | 88,310,041 | 1,138,490 | 679,947,992 | - | 709,342,159 | 29,394,167 |
| ペルー・ソル | - | - | - | - | 679,947,992 | - | 709,342,159 | 29,394,167 |
| 韓国・ウォン | 89,448,531 | - | 88,310,041 | 1,138,490 | - | - | - | - |
| 合計 | 89,448,531 | - | 88,310,041 | 1,138,490 | 679,947,992 | - | 709,342,159 | 29,394,167 |

(注1) 時価の算定方法

1. 価格情報会社が計算し、提供する価格等により評価しております。
2. 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておられません。

株式関連

| 種類 | 2025年4月25日 現在 | | | | 2025年10月25日 現在 | | | |
|------|---------------|-------------------|------------|-------------|----------------|-------------------|-------------|-------------|
| | 契約額等 (円) | うち 1 年 超 | 時価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等 (円) | うち 1 年 超 | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | | | | | | |
| 市場取引 | | | | | | | | |
| 先物取引 | | | | | | | | |
| 買建 | 30,456,384 | - | 30,662,784 | 206,400 | 564,782,267 | - | 552,999,888 | 11,782,379 |
| 合計 | 30,456,384 | - | 30,662,784 | 206,400 | 564,782,267 | - | 552,999,888 | 11,782,379 |

(注1) 時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておられません。

債券関連

| 種類 | 2025年4月25日 現在 | | | | 2025年10月25日 現在 | | | |
|------|---------------|-------------------|---------------|-------------|----------------|-------------------|-------------|-------------|
| | 契約額等 (円) | うち 1 年 超 | 時価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等 (円) | うち 1 年 超 | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | | | | | | |
| 市場取引 | | | | | | | | |
| 先物取引 | | | | | | | | |
| 買建 | 4,103,049,810 | - | 4,130,738,571 | 27,688,761 | 675,681,393 | - | 691,481,841 | 15,800,448 |
| 合計 | 4,103,049,810 | - | 4,130,738,571 | 27,688,761 | 675,681,393 | - | 691,481,841 | 15,800,448 |

(注1) 時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておられません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

(2025年11月末日現在)

| | |
|-------------------|-------------|
| 資本金の額 | 金10億円 |
| 発行する株式の総数 | 80,000株 |
| 発行済株式総数 | 20,000株 |
| 最近5年間における資本金の額の増減 | 該当事項はありません。 |

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2025年11月28日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託179本、単位型株式投資信託2本、親投資信託49本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額7,999,124,083,057円です。

(3)【その他】

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

5【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。第40期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第38期 (2023年12月31日) | 第39期 (2024年12月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 2,269,485 | 3,084,299 |
| 立替金 | 59,949 | 21,131 |
| 前払費用 | 460,082 | 484,198 |
| 未収委託者報酬 | 9,026,865 | 12,960,510 |
| 未収運用受託報酬 | 5,354,461 | 1,086,735 |
| 未収収益 | 5,845 | 6,173 |
| 未収入金 | *1 152,986 | 221,095 |
| 流動資産計 | 17,329,675 | 17,864,144 |
| 固定資産 | | |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 7,487 | 7,487 |
| 無形固定資産合計 | 7,487 | 7,487 |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期貸付金 | *1 5,953,460 | 10,338,660 |
| 長期差入保証金 | 11,755 | 18,010 |
| 繰延税金資産 | 288,014 | 391,802 |
| その他 | 230 | 30 |
| 投資その他の資産合計 | 6,253,460 | 10,748,502 |
| 固定資産計 | 6,260,947 | 10,755,990 |
| 資産合計 | 23,590,622 | 28,620,134 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 7 | 281 |
| 未払金 | | |
| 未払手数料 | 4,192,323 | 6,016,095 |
| その他未払金 | *1 2,192,059 | 3,057,214 |
| 未払費用 | 3,445,819 | 1,829,913 |
| 未払法人税等 | 1,616,600 | 1,974,827 |
| 未払消費税等 | 1,176,325 | 1,106,116 |
| 賞与引当金 | 376,001 | 587,810 |
| 流動負債合計 | 12,999,137 | 14,572,260 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 2,028,331 | 1,704,391 |
| 固定負債合計 | 2,028,331 | 1,704,391 |
| 負債合計 | 15,027,469 | 16,276,651 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 250,000 | 250,000 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 7,313,153 | 11,093,482 |
| 利益剰余金合計 | 7,563,153 | 11,343,482 |
| 株主資本合計 | 8,563,153 | 12,343,482 |
| 純資産合計 | 8,563,153 | 12,343,482 |
| 負債・純資産合計 | 23,590,622 | 28,620,134 |

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

| | 第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 55,200,925 | 74,361,841 |
| 運用受託報酬 | 10,031,924 | 3,700,902 |
| その他営業収益 | 153,966 | 142,274 |
| 営業収益計 | 65,386,816 | 78,205,018 |
| 営業費用 | * 1 | |
| 支払手数料 | 25,160,937 | 33,922,199 |
| 広告宣伝費 | 282,742 | 271,857 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 551,589 | 699,501 |
| 委託調査費 | 15,194,030 | 16,481,661 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 139,609 | 81,011 |
| 印刷費 | 47,328 | 42,205 |
| 協会費 | 27,212 | 29,487 |
| その他 | 2,007 | 865 |
| 営業費用計 | 41,405,457 | 51,528,790 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 給料・手当 | 2,762,834 | 2,592,272 |
| 賞与 | 1,333,847 | 1,721,474 |
| 福利厚生費 | 575,347 | 564,602 |
| 交際費 | 17,945 | 20,876 |
| 旅費交通費 | 108,866 | 156,220 |
| 租税公課 | 205,434 | 228,830 |
| 弁護士報酬 | 2,569 | 3,599 |
| 不動産賃貸料・共益費 | 427,958 | 444,013 |
| 退職給付費用 | 272,377 | 218,294 |
| 消耗器具備品費 | 17,110 | 27,813 |
| 事務委託費 | 7,249,585 | 7,484,171 |
| 諸経費 | 288,510 | 259,961 |
| 一般管理費計 | 13,262,388 | 13,722,133 |
| 営業利益 | 10,718,971 | 12,954,093 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | * 1 | 44,132 |
| 保険配当金 | 10,648 | - |
| 雑益 | 108 | 593 |
| 営業外収益計 | 27,315 | 44,726 |
| 営業外費用 | | |
| 寄付金 | 1,500 | 1,100 |
| 為替差損 | 112,525 | 171,971 |
| 雑損 | 306 | 305 |
| 営業外費用計 | 114,331 | 173,376 |
| 経常利益 | 10,631,955 | 12,825,442 |
| 特別損失 | | |
| 特別退職金 | 52,541 | 273,189 |
| 特別損失計 | 52,541 | 273,189 |
| 税引前当期純利益 | 10,579,414 | 12,552,253 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,230,427 | 3,875,711 |
| 法人税等調整額 | 83,253 | (103,787) |
| 法人税等合計 | 3,313,680 | 3,771,923 |
| 当期純利益 | 7,265,733 | 8,780,329 |

(3)【株主資本等変動計算書】

第38期(自2023年1月1日至2023年12月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|---------|-----------|---------|---------------------|-------------|-------------|-------------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | |
| | | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 250,000 | 5,047,420 | 5,297,420 | 6,297,420 | 6,297,420 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | (5,000,000) | (5,000,000) | (5,000,000) | (5,000,000) |
| 当期純利益 | - | - | 7,265,733 | 7,265,733 | 7,265,733 | 7,265,733 |
| 当期変動額合計 | - | - | 2,265,733 | 2,265,733 | 2,265,733 | 2,265,733 |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 250,000 | 7,313,153 | 7,563,153 | 8,563,153 | 8,563,153 |

第39期(自2024年1月1日至2024年12月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|---------|-----------|---------|---------------------|-------------|-------------|-------------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | |
| | | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 250,000 | 7,313,153 | 7,563,153 | 8,563,153 | 8,563,153 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | (5,000,000) | (5,000,000) | (5,000,000) | (5,000,000) |
| 当期純利益 | - | - | 8,780,329 | 8,780,329 | 8,780,329 | 8,780,329 |
| 当期変動額合計 | - | - | 3,780,329 | 3,780,329 | 3,780,329 | 3,780,329 |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 250,000 | 11,093,482 | 11,343,482 | 12,343,482 | 12,343,482 |

注記事項

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、当期末において発生していると認められる賞与支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。

これらには実績報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益として認識しております。確定した報酬を月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 実績報酬

実績報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

| | 第38期 (2023年12月31日) | 第39期 (2024年12月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 未収入金 | 4,375 千円 | 20 千円 |
| その他未払金 | 1,487,550 千円 | 2,139,526 千円 |
| 長期貸付金 | 5,943,660 千円 | 10,288,660 千円 |

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | 第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|------|--|--|
| 営業費用 | 19,338,423 千円 | 20,907,744 千円 |
| 受取利息 | 12,877 千円 | 43,474 千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度増加 株式数 | 当事業年度減少 株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 20,000 株 | - | - | 20,000 株 |
| 合計 | 20,000 株 | - | - | 20,000 株 |

2. 配当に関する事項

金銭による配当

該当事項はありません。

金銭以外による配当

2023年12月12日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 配当財産の種類 | 長期貸付金 |
| (2) 配当財産の帳簿価格 | 5,000,000 千円 |
| (3) 1株当たりの配当額 | 250 千円 |
| (4) 基準日 | 2023年12月12日 |
| (5) 効力発生日 | 2023年12月12日 |

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度増加 株式数 | 当事業年度減少 株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 20,000 株 | - | - | 20,000 株 |
| 合計 | 20,000 株 | - | - | 20,000 株 |

2. 配当に関する事項

金銭による配当

該当事項はありません。

金銭以外による配当

2024年12月11日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 配当財産の種類 | 長期貸付金 |
| (2) 配当財産の帳簿価格 | 5,000,000 千円 |
| (3) 1株当たりの配当額 | 250 千円 |
| (4) 基準日 | 2024年12月11日 |
| (5) 効力発生日 | 2024年12月11日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての債権債務を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。

また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年12月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------|------------------|------------|------------|
| (1) 長期貸付金 | 5,953,460 | 5,953,460 | - |
| 資産計 | 5,953,460 | 5,953,460 | - |

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(5,953,460千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年12月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------|------------------|------------|------------|
| (1) 長期貸付金 | 10,338,660 | 10,338,660 | - |
| 資産計 | 10,338,660 | 10,338,660 | - |

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(10,338,660千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第38期（2023年12月31日）

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 | | | |
|-----------|--------------|--------------|--------------|------------|
| | レベル1 (千円) | レベル2 (千円) | レベル3 (千円) | 合計 (千円) |
| (1) 長期貸付金 | - | 5,953,460 | - | 5,953,460 |
| 資産計 | - | 5,953,460 | - | 5,953,460 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

第39期（2024年12月31日）

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 | | | |
|-----------|--------------|--------------|--------------|------------|
| | レベル1 (千円) | レベル2 (千円) | レベル3 (千円) | 合計 (千円) |
| (1) 長期貸付金 | - | 10,338,660 | - | 10,338,660 |
| 資産計 | - | 10,338,660 | - | 10,338,660 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | (千円) |
|--------------------|------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 1,907,099 |
| 勤務費用 | 178,071 |
| 利息費用 | 24,955 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 5,376 |
| 退職給付の支払額 | 76,418 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,028,331 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | (千円) |
|----------------------------|------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,028,331 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,028,331 |
| 退職給付引当金 | 2,028,331 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,028,331 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | (千円) |
|---------------------------|----------------|
| 勤務費用 | 157,671 |
| 利息費用 | 22,096 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 5,376 |
| 過去勤務債務の費用処理額 | 841 |
| 確定給付型年金制度に係る退職給付費用 | 173,550 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は98,827千円であります。

第39期(自2024年1月1日至2024年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | (千円) |
|--------------|-----------|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,028,331 |
| 勤務費用 | 170,987 |
| 利息費用 | 31,416 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 49,451 |
| 退職給付の支払額 | 476,892 |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,704,391 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | (千円) |
|---------------------|-----------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 1,704,391 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,704,391 |

| | |
|---------------------|-----------|
| 退職給付引当金 | 1,704,391 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,704,391 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | (千円) |
|--------------------|---------|
| 勤務費用 | 150,332 |
| 利息費用 | 27,620 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 49,451 |
| 確定給付型年金制度に係る退職給付費用 | 128,501 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は89,793千円であります。

(税効果会計関係)

1. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第38期 | 第39期 |
|----------------------|---------------|---------------|
| | (2023年12月31日) | (2024年12月31日) |
| | (千円) | (千円) |
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用 | 89,646 | 129,538 |
| 賞与引当金 | 115,131 | 179,987 |
| 退職給付引当金 | 621,075 | 521,884 |
| 資産除去債務 | 1,644 | - |
| その他 | 125,470 | 120,245 |
| 繰延税金資産小計 | 952,966 | 951,654 |
| 評価性引当額 | 664,952 | 559,852 |
| 繰延税金資産合計 | 288,014 | 391,802 |
| 繰延税金資産又は繰延税金負債（ ）の純額 | 288,014 | 391,802 |

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 第38期 | 第39期 |
|--------------------|---------------|---------------|
| | (2023年12月31日) | (2024年12月31日) |
| 法定実効税率 | 30.62% | 30.62% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.33% | 0.37% |
| 評価性引当額 | 2.62% | 0.84% |
| 過年度法人税等 | 2.25% | 0.11% |
| その他 | 0.01% | 0.01% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 31.32% | 30.05% |

(資産除去債務関係)

第38期（2023年12月31日）

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

第39期（2024年12月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第38期(自2023年1月1日至2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位:千円)

| | 運用報酬 | 実績報酬 | 合計 |
|---------|------------|-----------|------------|
| 委託者報酬 | 55,200,925 | - | 55,200,925 |
| 運用受託報酬 | 3,047,735 | 6,984,189 | 10,031,924 |
| その他営業収益 | 153,966 | - | 153,966 |
| 合計 | 58,402,627 | 6,984,189 | 65,386,816 |

第39期(自2024年1月1日至2024年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位:千円)

| | 運用報酬 | 実績報酬 | 合計 |
|---------|------------|---------|------------|
| 委託者報酬 | 74,361,841 | - | 74,361,841 |
| 運用受託報酬 | 3,125,882 | 575,019 | 3,700,902 |
| その他営業収益 | 142,274 | - | 142,274 |
| 合計 | 77,629,998 | 575,019 | 78,205,018 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

第38期(自2023年1月1日至2023年12月31日)及び第39期(自2024年1月1日至2024年12月31日)

注記事項(重要な会計方針)の2.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

第38期(自2023年1月1日至2023年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等 (単位:千円)

| | 期首残高 | 期末残高 |
|---------------|-----------|------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 8,573,027 | 14,381,326 |

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

第39期(自2024年1月1日至2024年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等 (単位:千円)

| | 期首残高 | 期末残高 |
|---------------|------------|------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 14,381,326 | 14,047,245 |

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）及び 第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. サービスごとの情報

(単位:千円)

| | 投資信託の運用 | 投資顧問業 | その他 | 合計 |
|-----------|------------|------------|---------|------------|
| 外部顧客への売上高 | 55,200,925 | 10,031,924 | 153,966 | 65,386,816 |

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(1) 委託者報酬

(単位:千円)

| 投資信託の名称 | 委託者報酬 | 関連するセグメント名 |
|--------------------------------|-----------|------------|
| フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし） | 8,824,933 | 資産運用業 |
| フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド | 8,558,231 | 資産運用業 |
| フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし） | 7,353,735 | 資産運用業 |
| フィデリティ・日本成長株・ファンド | 6,925,937 | 資産運用業 |

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示ができないため、記載を省略しております。

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 投資信託の名称 | 委託者報酬 | 関連するセグメント名 |
|--------------------------------|------------|------------|
| フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし） | 12,037,120 | 資産運用業 |
| フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド | 10,494,207 | 資産運用業 |
| フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし） | 9,738,287 | 資産運用業 |
| フィデリティ・日本成長株・ファンド | 7,773,418 | 資産運用業 |

(関連当事者情報)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称 | 会社等の所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（注2） | 科目 | 期末残高（注2） |
|-----|--------------------------------|------------------|-----------------|------------|----------------|------------------|--|---|------------------------------------|---|
| 親会社 | FIL Limited | 英領バミューダ、ペンブローック市 | 千米ドル 6,825 | 投資顧問業 | 被所有間接100% | 投資顧問契約の再委任等役員の兼任 | 共通発生経費負担額（注3） | 千円 14,263,790 | 未払金 | 千円 900,697 |
| 親会社 | フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 | 東京都港区 | 千円 4,510,000 | グループ会社経営管理 | 被所有直接100% | 当社事業活動の管理等役員の兼任 | 金銭の貸付（注1） 利息の受取（注1） 共通発生経費負担額（注3） グループ通算制度の通算税効果額 剰余金の配当 | 千円 390,000 12,877 258,088 46,398 5,000,000 | 長期貸付金 未収収益 未払金 未払金 未払金 | 千円 5,943,660 - 47,052 46,398 - |
| 親会社 | FIL Asia Holdings Pte. Limited | シンガポール、ブルバード市 | 千米ドル 189,735 | グループ会社経営管理 | 被所有間接100% | 営業取引 | 共通発生経費負担額（注3） | 千円 4,816,544 | 未払金 | 千円 493,401 |

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（注2） | 科目 | 期末残高（注2） |
|-------------|--------------|-------|------------------|-------|----------------|----------------|--|-------------------------------------|--------------------|------------------------------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | フィデリティ証券株式会社 | 東京都港区 | 千円 12,657,500 | 証券業 | なし | 当社設定投資信託の募集・販売 | 共通発生経費負担額（注3） 投資信託販売に係る代行手数料（注4） グループ通算制度の通算税効果額 | 千円 357,778 813,267 478,598 | 未収入金 未払金 未払金 | 千円 115,231 72,123 478,598 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注4) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited（非上場）
- ・FIL Asia Holdings Pte. Limited（非上場）
- ・FIL Japan Holdings (Singapore) Pte. Limited（非上場）
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社（非上場）

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称 | 会社等の所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（注2） | 科目 | 期末残高（注2） |
|-----|--------------------------------|-----------------|-----------------|------------|----------------|------------------|--|---|------------------------------------|--|
| 親会社 | FIL Limited | 英領バミューダ、ペンブローク市 | 千米ドル 6,825 | 投資顧問業 | 被所有間接100% | 投資顧問契約の再委任等役員の兼任 | 共通発生経費負担額（注3） | 千円 15,291,594 | 未払金 | 千円 1,415,860 |
| 親会社 | フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 | 東京都港区 | 千円 4,510,000 | グループ会社経営管理 | 被所有直接100% | 当社事業活動の管理等役員の兼任 | 金銭の貸付（注1） 利息の受取（注1） 共通発生経費負担額（注3） グループ通算制度の通算税効果額 剰余金の配当 | 千円 4,345,000 43,474 253,613 87,964 5,000,000 | 長期貸付金 未収収益 未払金 未払金 未払金 | 千円 10,288,660 - 31,416 87,964 - |
| 親会社 | FIL Asia Holdings Pte. Limited | シンガポール、ブルバード市 | 千米ドル 189,735 | グループ会社経営管理 | 被所有間接100% | 営業取引 | 共通発生経費負担額（注3） | 千円 5,362,536 | 未払金 | 千円 604,284 |

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (注2) | 科目 | 期末残高 (注2) |
|-------------|--------------|-------|------------|-------|--------------------|----------------|--------------------|--------------|------|--------------|
| | | | 千円 | | | | | 千円 | | 千円 |
| 同一の親会社をもつ会社 | フィデリティ証券株式会社 | 東京都港区 | 12,657,500 | 証券業 | なし | 当社設定投資信託の募集・販売 | 共通発生経費負担額(注3) | 326,438 | 未収入金 | 89,593 |
| | | | | | | | 投資信託販売に係る代行手数料(注4) | 885,458 | 未払金 | 70,310 |
| | | | | | | | グループ通算制度の通算税効果額 | 459,148 | 未払金 | 459,148 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注4) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited（非上場）
- ・FIL Asia Holdings Pte. Limited（非上場）
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

| | 第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 428,157円66銭 | 617,174円15銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 363,286円66銭 | 439,016円48銭 |

なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|------------------|--|--|
| 当期純利益(千円) | 7,265,733 | 8,780,329 |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 7,265,733 | 8,780,329 |
| 期中平均株式数 | 20,000株 | 20,000株 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

| | | 第40期中間会計期間末 (2025年6月30日) | |
|---------------|----------|-----------------------------|------------|
| 科目 | 注記 番号 | 金額 (千円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | 2,983,366 | |
| 未収委託者報酬 | | 13,087,228 | |
| 未収運用受託報酬 | | 433,959 | |
| 未収収益 | | 2,208 | |
| 未収入金 | | 174,937 | |
| その他 | | 49,622 | |
| 流動資産計 | | 16,731,321 | 49.1 |
| 固定資産 | | | |
| 無形固定資産 | | 7,487 | |
| 投資その他の資産 | | | |
| 長期貸付金 | | 16,938,659 | |
| 長期差入保証金 | | 14,500 | |
| 会員預託金 | | 230 | |
| 繰延税金資産 | | 391,802 | |
| 投資その他の資産計 | | 17,345,191 | 50.9 |
| 固定資産計 | | 17,352,679 | 50.9 |
| 資産合計 | | 34,084,000 | 100.0 |

| | | 第40期中間会計期間末 (2025年6月30日) | |
|----------------|----------|-----------------------------|------------|
| 科目 | 注記 番号 | 金額 (千円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払手数料 | | 6,059,504 | |
| その他未払金 | | 2,653,833 | |
| 未払費用 | | 1,871,089 | |
| 未払法人税等 | | 2,405,900 | |
| 賞与引当金 | | 845,769 | |
| 未払消費税等 | *1 | 1,113,555 | |
| その他 | | 27 | |
| 流動負債計 | | 14,949,680 | 43.9 |
| 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | | 1,620,575 | |
| 固定負債計 | | 1,620,575 | 4.8 |
| 負債合計 | | 16,570,255 | 48.6 |
| (純資産の部) | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | 1,000,000 | |
| 利益剰余金 | | | |
| 利益準備金 | | 250,000 | |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 16,263,745 | |
| 利益剰余金合計 | | 16,513,745 | |
| 株主資本合計 | | 17,513,745 | 51.4 |
| 純資産合計 | | 17,513,745 | 51.4 |
| 負債・純資産合計 | | 34,084,000 | 100.0 |

(2) 中間損益計算書

| | | 第40期中間会計期間 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日 | |
|----------------|----------|---|------------|
| 科目 | 注記 番号 | 金額 (千円) | 百分比 (%) |
| I 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 40,523,786 | |
| 運用受託報酬 | | 1,646,944 | |
| その他営業収益 | | 67,633 | |
| 営業収益計 | | 42,238,364 | 100.0 |
| II 営業費用及び一般管理費 | | 34,850,382 | 82.5 |
| 営業利益 | | 7,387,981 | 17.5 |
| III 営業外収益 | *2 | 225,620 | 0.5 |
| IV 営業外費用 | | 926 | 0.0 |
| 経常利益 | | 7,612,675 | 18.0 |
| V 特別利益 | | | |
| 特別退職金戻入額 | | 15,366 | 0.0 |
| 特別利益計 | | 15,366 | 0.0 |
| 税引前中間純利益 | | 7,628,042 | 18.1 |
| 法人税等 | *1 | 2,457,780 | 5.8 |
| 中間純利益 | | 5,170,262 | 12.2 |

注記事項
(重要な会計方針)

| 項目 | 第40期中間会計期間 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日 |
|------------------------|---|
| 1 引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。</p> |
| 2 収益及び費用の計上基準 | <p>当社は、顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには実績報酬が含まれる場合があります。</p> <p>(1) 運用報酬 投資運用サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益として認識しております。確定した報酬を月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。</p> <p>(2) 実績報酬 実績報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。</p> |
| 3 その他中間財務諸表作成のための重要な事項 | <p>(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(2) グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。</p> |

(中間貸借対照表関係)

| 項目 | 第40期中間会計期間末 2025年6月30日 |
|-------------|---|
| *1 消費税等の取扱い | 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。 |

(中間損益計算書関係)

| 項目 | 第40期中間会計期間 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日 |
|----------------|--|
| *1 税金費用の取扱い | 税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。 |
| *2 営業外収益の主要な項目 | 営業外収益のうち主要な項目は以下のとおりであります。 貸付金利息 53,286千円 為替差益 172,084千円 |

(金融商品関係)

第40期中間会計期間(2025年6月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------|--------------------|------------|------------|
| (1) 長期貸付金 | 16,938,659 | 16,938,659 | - |
| 資産計 | 16,938,659 | 16,938,659 | - |

(注) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価(千円) | | | 合計 |
|-----------|--------|------------|------|------------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | |
| (1) 長期貸付金 | - | 16,938,659 | - | 16,938,659 |
| 資産計 | - | 16,938,659 | - | 16,938,659 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

第40期中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

| | 運用報酬 | 実績報酬 | 合計 |
|---------|------------|---------|------------|
| 委託者報酬 | 40,523,786 | - | 40,523,786 |
| 運用受託報酬 | 1,339,347 | 307,596 | 1,646,944 |
| その他営業収益 | 67,633 | - | 67,633 |
| 合計 | 41,930,767 | 307,596 | 42,238,364 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記の2.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

| | 期首残高 | 期末残高 |
|---------------|------------|------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 14,047,245 | 13,521,187 |

(注)なお、当中間会計期間の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第40期中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第40期中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 投資信託の名称 | 委託者報酬 (単位:千円) | 関連する セグメント名 |
|--------------------------------|------------------|----------------|
| フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース(為替ヘッジなし) | 6,378,053 | 資産運用業 |
| フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド | 5,078,865 | 資産運用業 |
| フィデリティ・USリート・ファンドB(為替ヘッジなし) | 4,741,813 | 資産運用業 |
| フィデリティ・日本成長株・ファンド | 3,726,517 | 資産運用業 |

(1株当たり情報)

| | 第40期中間会計期間 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日 |
|----------------|---|
| 1株当たり純資産額 | 875,687.25円 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 258,513.10円 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益金額 | 5,170,262千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る中間純利益金額 | 5,170,262千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 20,000株 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月7日

フィデリティ投信株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平山 晃一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月1日

フィデリティ投信株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平山 晃一郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第40期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月19日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鶴見将史
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ロイヤル・コア・ファンドの2025年4月26日から2025年10月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ・ロイヤル・コア・ファンドの2025年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月26日から2025年10月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。